

第十二部

(二六七)

第二回参議院鈹工業委員會會議錄第四号

昭和二十三年六月二日(水曜日)

委員の異動

五月六日(木曜日)委員下條恭兵君辭任につきその補欠として田中利勝君を議長において選定した。

本日の會議に付した事件

○理事の補欠指名
○小委員長の報告
○鈹鋼局設置促進に関する請願(第二百一十一号)

○産業車より課設置に関する請願(第三百十五号)

○八幡製鉄所薄板工場設備を室蘭市輪西製鉄所に移轉することに関する請願(第六十七号)

○農村企業工場原動力用石油代用燃料装置の設置に関する請願(第八十八号)

○輕金屬地金價格差補給金に関する請願(第五百二十一号)(第五百八十号)(第六百八十三号)

○輕金屬地金價格調整補給金に関する陳情(第二百八十九号)

○ガラス代用品「ラッキー」の資材あい路打開に関する請願(第二百五十七号)

○カーバイドの生産振興に関する請願(第四百三十五号)

○布はく製品の生産計画に関する陳情(第二百一十一号)(第二百四十四号)

○硫黄の増産施策に関する請願(第五百八十一号)

○非鉄金屬地金價格差補給金に関する請願(第六百四十五号)

○配炭公團法の一部改正に関する請願(第三百六十三号)

○特許法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

午前十四時四十二分開会

○委員長(稻垣平太郎君) それではこれより本日の委員會を開会いたします。本日は公報に載せてありますように、小委員長の報告を願うことになつておるのでありますが、その前に、この前の委員會で先般辭任されました下條理事の後任につきまして、その指名方を委員長に御一任に相成りましたので、委員長は田中利勝君を理事に御指名申上げることになつたと存するものであります。御了承願います。

それではこれより小委員長の御報告をお願いいたしますのであります。重工業の小委員長の小林さん。

○小林委員長 では只今委員長長の御指名によりまして、重工業小委員会におきます請願の審査につきましての御報告を申し上げます。

先ず第一番に二百一十一号の請願であります。これは官廳機構に関するもの一つでありまして、鈹鋼局の設置促進に関する請願であります。この請願者は日本鈹鋼会の会長であります。この趣旨をいたしましては、鉄鋼は石炭、肥料、電力等と並びまして超重点的産業に指定されておるにも拘わらず、その行政事務は終戦以來、從來の鈹鋼局を縮小いたしまして、これを鈹山局の一鈹鋼課に所管せしめる

と共に、鑄鍛鋼部門を機械局に移管しておるのであります。鈹鋼行政の強力化の立場からいたしまして、速かに鈹鋼局を復活設置して貰いたいという趣旨の請願であります。そこで小委員会におきましては、審査の結果、現下の鈹鋼事情からいたしまして、鋼材の輸入はここの当分の間見込みがないのでありまして、鉄鉱石、原料炭等の一部原料の輸入を仰いで、これらを中心といたしまして國內自給体制を確立する以外に方法はないのでありまして、かような見地からいたしまして昭和二十三年度におきましては、普通鋼鋼材百二十万トンを生産目標として、鋭意増産計画の達成に努めつつあるものであります。したがって、これに伴ひまして行政の担

当業務が質的、量的に頗る重荷を被つたのであります。現在商工省といたしましては、すでに鈹鋼課を拡充昇格して鈹鋼局を設置すべくすでにその方針を決定いたしておるのであります。即ち現実の動きは、この請願の趣旨に副うて進みつつあるものでありますので、小委員会をいたしましては本件を採択いたしまして、速かにこれが実現を図るべしとの結論に到達したのであります。

それから次に三百十五号の請願は、産業車輛課を機械局に設置して貰いたいという請願であります。これは東亞車輛株式會社社長外の請願であります。趣旨をいたしましては、産業車輛の重要性に鑑みまして、これを專管するところの独立した課を商工省機械局

内に設置して貰いたい、そうして産業車輛に関する生産の要素を確保する行政力を強化して貰いたい、こういう趣旨であります。小委員会におきまして審査の結果、先ず第一番に、政府側の答弁によりまして、近く商工省の機械局の中に自動車部というものを設けまして、この自動車部の下に自動車課と車輛課、この二つを置きまして、この車輛課の中に産業車輛と自轉車とを内燃機、こういふものと共に車輛課の所管といたす方針であるということになります。かような体制を整備いたしましたれば、本請願の趣旨も或る程度まで満たされるわけでありまして、小委員会をいたしましては、本件を同様

に採択することに決定いたしましたのであります。

それから次に六百七十七号の請願は、八幡製鉄所薄板工場設備を室蘭市の輪西製鉄所に移轉することに関する請願であります。その趣旨をいたしましては、終戦と共に中止になつておりました八幡製鉄所の薄板工場設備を、輪西工場に移設して貰いたい、こういう趣旨であります。これも審査の結果をいたしまして、請願者は、八幡製鉄所の薄板工場設備が釜石製鉄所に全部移設せられるというのを恐れて、日本本請願になつたのであります。日本製鉄におきましては、輪西、釜石両工場に八幡工場の設備を移轉する方針で関係方面ともすでに了解ができておりまして、すでに、具体的計画が現在進められておるのであります。今日

になりましたのは請願の目的はすでに達せられたと見られるのであります。から、小委員会におきまして、この際形式的にもこれを採択することにいたしましたのであります。

それから請願第六百八十六号は、代用燃料装置に関する請願であります。その趣旨は、動力用の代用燃料装置の増産に要するところの資材の割当を増加して貰いたい、こういう趣旨であります。これを審査いたしました結果、電力制限の現状から、動力用の代用燃料装置の拡充は勿論必要であります。それは飽くまでも総合的の燃料対策の一環として設定されなくちゃならぬのであります。小委員会をいたしましては、かような前提の下におきまして、本件を採択いたしまして、政府に請願の趣旨を叶えて、やつて貰いたい、こういうことで採択いたしました。

次は非鉄金屬地金價格差補給金に関する請願並びに陳情であります。これは請願者が輕金屬ロール会の理事長、その他から請願が派山出ております。同じような目的の請願であります。輕金屬製錬會常任委員、それから輕金屬協會々長、こういうような人々を以て別々の角度から同じような趣旨の請願が出ております。その総合いたしまして趣旨をいたしまして、輕金屬價格の大幅な引上げが予想されておる。而も從來実施して参りました輕金屬地金の生産者價格と販賣者價格との價格差補給金制度というものは、いわゆる廢機

体、層の地金であります。磨機体の処理によります再生塊と、それから新地金の価格とのブル計算によりまして最近まで実施せられて来たのであります。最近におきましては、この実施して参りました価格のブル制の財源というものはなくなりまして、輕金屬地金、延いては二次製品に及ぼすところの影響が非常に大きくなつた、つまり價格差補給金というものが計上されなくなりましたので、生産者の價格とそれから販賣者の價格とが同じようになりまして、二次製品に及ぼす影響が頗る大きくなつて参りました。業者の困窮は勿論、國民の生活にも少なからざる脅威となると考えられます。従いまして從來通りの地金の價格調整のために、やはり補給金制度を何らかの方法で措置をとつて貰いたい、こういうような趣旨であります。そこで審査の結果、実情は正に諸願の通りでありますので、よつて小委員会といたしましては、本件を採択いたしました。政府の善処方を求めることに決定したのであります。ただ見通しといたしましては、現在問題となつております昭和二十三年度の予算の中の價格補給金の中には、輕金屬地金の調整補給金というものは表面上含まれていない。ただこの間商工省と物價廳との間の了解事項につきまして、物價廳の特殊な操作によりまして、少額の補給金を捻出しようということになつておるのであります。小委員会といたしましては、國民生活の問題その他のいろいろな影響を考へまして、この際諸願の趣旨になるように政府に送附してやるという意味で採択いたしましたのであります。

以上重工業小委員会の審査の模様を御報告申し上げます。

○委員長(稻垣平太郎君) 只今重工業小委員長から御報告があつたのであります。諸願二百二十一号鉄鋼局設置促進に関する諸願、それから三百十五号、産業車輛設置に関する諸願、六十七号八幡製鐵所薄板工場設備を室蘭市輪西製鐵所に移轉することに關する諸願、百八十六号農村企業工場原動力用石油代用燃料裝置の設置に關する諸願、最後に諸願第五百二十一号と五百八十号、陳情二百八十九号の輕金屬地金價格差補給金に關する諸願、以上につき重工業小委員会の御決定は、これを採択して政府に回付すべきものといたしますが、これに對しまして皆様の御意見を承わりたいと存じます。

若し皆様の御意見がございませければ、重工業小委員会の決定通りこれを採択することにしたしたいと思います。御異議ございせんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(稻垣平太郎君) では御異議ないものと認めまして、これを採択することにいたします。

次に化学工業小委員会の結果を小委員長から御報告願います。

○中川以夏君 それでは諸願第二百五十七号ガラス代用品「ラッキー」の資材隘路打開に關する諸願、これは諸願者は靜岡縣の東亜防水布製襪株式會社山田賢一氏、紹介議員は油井賢太郎君であります。小委員会におきましては、この諸願に當りまして、政府当局より建設院の建設課長と商工省の化学局事務官の出席を求めた次第であります。この諸願の趣旨は、現下の食糧問題と

並行いたしまして、國民生活安定上の重要な隘路でありますところの住宅問題の一端といたしまして、ガラスの生産が、資材、資金の不足から、到底需要を充足するに至つていないため、ガラス代用品といたしまして、ラッキーが登場したのであつて、その効力については業界、官界においてすでに認められて需要も漸次増大しつつある現状であります。資材の不足のために、生産が意のごとく進まない現状にございますから、強力なる關係官廳の御支援によつて資材を確保されたいという趣意でございます。これに對しまして、關係官廳側の説明を先ず求めましたところ、ガラスの生産は、昨年より本年は飛躍的に増加いたしました。ほぼ予定の計画に達しまして、住宅用のガラスについては、需要と適合する見込に相成つておる次第であります。且つラッキーの製造の原料であるところの醋酸纖維素、ビニル樹脂、アセトンなどは、他の重要な用途と競合いたしておりまして、而も過少生産の過程におつたこととございますので、小委員会といたしましては、これ等を斟酌いたしまして、慎重審議の結果、一應本件は不採択と決定いたしました次第でございます。併しながら右の諸原料が今尙從來の軍の放出物資として各地に散在をしておるというようなことを聞いておりますので、かようなものに尙余裕がある限りは、一應ラッキーの生産の方にこれを廻して貰つて、この生産が持続できるように、政府の善処を要望しておいた次第でございます。以上が諸願第二百五十七号の審議の結果でござい

次に諸願第四百三十五号カーバイドの生産振興に關する諸願でござい。これは諸願者は東京都、北海電化工業株式會社取締役飯田弘外九名でござい。紹介議員は入交太蔵君でござい。この審議に當りましては、政府当局より駒井商工事務次官並びに商工省化学肥料部長の出席を求めた次第でござい。本諸願は、カーバイド工業が、石灰窒素の原料製造、或いは合成化学工業の母体でありますこととは、すでに常識でござい。すけれども、いわゆる市販用のカーバイドといひまして、即ち熔接、切断、灯火用等といったしまして、需要の價值は殆んど世間に知られていないような現状でござい。まして、而もこれの需要は、今日産業上ますます増大しつつあります。實情であるのであります。然るに生産の面におきましては、石灰窒素向又は合成化学用、市販用を問わず、原料の不足、金融難電力の不足等の悪條件によりまして著しく生産減と相成つておりますから、カーバイド工業に對しまして資材、動力、資金又は價格の改訂等、万端の施策に遺憾なきを期して、これが増産に對し一段と強力なる施策を立てたいという趣旨でござい。これに對しまして關係官廳といたしましては、特に市販用のカーバイドに對しましては増産対策協議會を設けたいとしまして、生産の隘路打開に十分なる処置を講じまして、その具体対策も決定しておるとの御答弁があつたのであります。ただ政府の示した計画によりますと、昭和二十三年度計画は八万七千トンに一應予定をされておるのであります。これに對しまして本諸願の要望は、最低十万ト

ンは是非一つ生産をして貰いたいということでありまして、この点紹介議員とされまして八万七千トンではまだ非常に足りないという要望であつたのであります。小委員会といたしましては、諸願者の希望いたしますところの生産数量とは若干の食い違ひがありまするけれども、政府が本年大體計画をしておりますところの八万七千トンと申しますのは、昨年度に比へますと、約四割八分の増加になつております。併しながらこれが生産に對しては一層の増産は當然なければならぬ次第でござい。まして、本諸願の趣旨に對しましては何ら異論はない次第でござい。本諸願は採択をいたすことに決定をいたしました次第でござい。これに對しまして小委員会といたしましては、増産の裏付けとして政府の意圖いたしますところの、市販カーバイドの増産対策協議會を一日も早く結成をいたしまして、豊水期に當面いたします現下の増産に一段と努力を拂われない旨を特に強調いたしておいた次第でござい。以上を以て御報告を終ります。

○委員長(稻垣平太郎君) 只今化学工業小委員長からの御報告があつたのであります。諸願二百五十七号、ガラス代用品「ラッキー」の資材隘路打開に關する諸願、これを委員会において不採択に決定されました。諸願四百三十五号、カーバイドの生産振興に關する諸願はこれを採択すべしと御決定に相成つたのであります。右に對しまして皆さん方の御意見を伺いたしたいと思います。

ります。

この請願の趣旨は、現下の食糧問題と

す。

し、まして本請願の要旨は、最低十万ト

対して皆さん方の御意見を伺いた

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(稲垣平太郎君) 御異議がございませければ、小委員会の報告通りこれを採択して政府に回付することに決定してよろしいでございますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(稲垣平太郎君) それではさうに取計らうことにいたします。

次に軽工業小委員会の御報告を得るわけでありまして、大屋小委員長が御欠席でございますから、文書を以て御報告が出ておりますので、これを朗読して頂きます。

○専門調査員(三好孝君) 本陳情は第二百二十一号とそれから二百四十四号であります。布帛製品生産計画に關する陳情、陳情者は名古屋市鹿平布帛生産組合林小之助外三百九十八名、東京都日本布帛工業会理事長河井明、政府委員として御出席願つたのは商工省繊維局長であります。

右の陳情は布帛製品の需要が廣汎且つ多量なるに拘わらず、昭和二十二年政府の割当生産量は、ミシン一台当り一ヶ月に換算して、僅か十平方ヤール程度の極微量なため、業者は赤字経営によるのでなければ操業不可能となり、業者自体の死活問題は勿論のことながら、民生安定上に於ても、又繊維加工貿易上からも面白くない結果を招来することは明白な事実であるので、昭和二十三年度においては需給の不均衡を是正し、業者の赤字経営を克服するように割当量を増加されたいという趣旨であります。当小委員会においては関係政府委員の出席を求め、業界の陳情に対する政府の意向を質しましたところ、前年度は旧日本衣料製品株式会社の手持原料が相当在庫されて

いたため、新規の指定繊維資材の割当は少量に留まつたのであるが、本年度は陳情記載の情状を十分に酌量いたしまして、第一四半期布帛用ミシン約六万台に対して一台当り百平方ヤール、即ち一ヶ月三十三平方ヤール程度を割当てており、その他にも輸出向け布帛製品の製造を計画し、九百三十九の優秀工場に資材を割当することになつておりますので、操業率は更に飛躍的に増大する見込であるとの陳弁がありまして、たので、本小委員会といたしましては、願意と政府の意図が合致する点を認め、且つ陳情内容が全布帛業者の声を代表するに鑑みまして、本陳情を採択いたすことに決定いたしました。但し輸出向け布帛製品の生産制当が優秀なる工場のみに限定することは指定外生産者の立場を不利にする懸念がありますので、かかる指定外生産者にはそれだけ多く内地製品の生産を割当て、できるだけ業者全般が平均操業率でできるように一考を煩わしたい旨を附言いたしました次第であります。以上の通りであります。

○委員長(稲垣平太郎君) 只今の軽工業小委員長の陳情二百二十一号並びに二百四十四号布帛製品の生産計画に關する陳情につきましての御審議の結果の御報告がありました。当小委員会におきましてはこれを採択すべしという御決定に相成つた次第であります。右につきまして皆様方の御意見を承わりたいと思ひます。若し御異議がございませければ小委員会の決定通りこれを採択することにいたしましたよろうございませうか。

○委員長(稲垣平太郎君) それではこゝに採択して政府に回付することにいたします。

○委員長(稲垣平太郎君) 第一件は請願第五百八十一号硫化鉄の増産施策に關する請願であります。請願者は石原産業東京支店長外でございます。その請願の趣旨は、先般閣議決定による硫化鉄緊急増産対策を政府が公約いたしましたにも拘わらず、具体的な施策が今日適切に実施されていないため、関係鉱山は目下荒廃の一途を辿りつつある現状に鑑みまして、硫化鉄を石炭と同位におきまして價格の面も又急速なる改訂を行われないという趣旨でございます。第二は請願第六百四十五号非鉄金属地金價格差補給金に關する請願であります。請願者は福島縣鉱業会長外、趣旨といたしましては、第一に鉱業税を原價に織込んだ價格改訂を行うこと、第二に、銅、鉛、亜鉛等に対し実施されております現在の價格差補給金制度を継続すると共に、生産原價を基準といたしました、即ち原價を十分にカバーし得る新らしい價格を決定すること、これに対する要望でございます。第三の請願は、配炭公團法の一部改正に關する請願、第三百六十三号でございます。請願者は全國石炭俱樂部連合会長外でございます。趣旨といたしましては、石炭類の末端配給に關して配炭公團設立當時の附帶決議の精神を生かして、

民業取扱の途を拓くことを要望されております。

右三件を順次議題に供しまして、商工省、物價廳、安定本部等関係各当局者よりも十分に事情を聴取いたしまして、隔意なき意見の交換を行なつた結果、小委員会におきましてはいずれも願意妥協と認めまして採択することに決定いたしました。右御報告申上げます。

○委員長(稲垣平太郎君) 鉱業小委員会の審査の結果は、只今御報告申上げましたように、請願第五百八十一号硫化鉄の増産施策に關する請願、配炭公團法の一部改正に關する請願、これは第三百六十三号、それから第六百四十五号非鉄金属地金價格差補給金に關する請願の三件でございます。いずれもこれを採択すべしというように決定いたしました次第であります。右小委員会の決定通り採択いたすことに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(稲垣平太郎君) それではこゝに採択いたすことにいたします。

向鉱業小委員会の小委員長は從來下條理事にお願ひいたしておつたのであります。下條理事が御辭任に相成りましたので、至急小委員長を決定する必要があります。本委員会閉会後、小委員長の方はお集まり願ひましたと思ひます。

本日の小委員会の報告は以上を以て終了いたしましたのであります。次に本委員会に付託されておりますところの特許法等の一部を改正する法律案について、政府当局の御説明を頂きたいと存するのであります。但し公報におき

まして、特許法等の一部を改正する法律案が参議院において予備審査ということに相成つておりますが、これは公報の記載誤りだそうでありまして、これは本審査でありまして、予備審査ではございませんから、その点を附加えて置きます。只今この説明につきましては、駒井政務次官がこちらへ見えることになつておりますが、今決算委員会で御報告をされておるので、二三分待つて頂きたいということでありまして、暫くお待ちを願ひます。その間ちよつと速記を止めて……

午前十一時三十分速記中止

○委員長(稲垣平太郎君) それではこゝより委員会を再開いたします。特許法等の一部を改正する法律案についての御提案の趣旨を駒井政務次官から御説明願ひます。

○政府委員(駒井政務次官) 特許法の一部を改正する法律案につきましては提案の理由を御説明申上げます。

先般施行されました新憲法の競争拋棄に關する規定並びに裁判制度の根本的改正に伴ひまして、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法中これに關連する部分につきましては必要な改正を行うことと、最近の經濟事情を考慮いたしまして、特許料及び登録料を、發明奨励を妨げない限度で適當に増額することが、この改正案提出の主なる点でございます。以下改正案の要点を御説明申上げます。

第一は日本國憲法の競争拋棄の規定との關係上いわゆる秘密特許制度を廢止したことでありまして、即ち軍事上秘密を要する發明又は軍事上必要な發明

に關する特別扱いの規定をすべて削除いたしました。

第二には裁判制度の改正並びに行政事件訴訟特例法の制定に關連いたしました。技術的判斷を主な内容とする特許事件の特例に鑑み、訴訟に關する規定を改正して必要な關係條文を整備したことであります。即ち抗告審判の審決又は決定を受けた者が、その処分を違法とする場合、その取消の訴を、その審決又は決定の送達を受けた日から三十日以内に、東京高等裁判所に提起できるものといたしました。そうして裁判所はその請求が理由あるものと認めたときは、審決又は決定を取消するのであります。破棄自判はなさないものであります。審決又は決定を取消されたときは、抗告審判の審判官は更に審理を行なつて、審決又は決定をいたしましたのであります。その他にも訴訟に關する規定が相当増加いたしましたので、第一章を起して、第六章ノ二として、ここに一纏めいたしましたのであります。

第三は、最近の物價趨勢を比較考慮いたしました。特許料及び登録料を五倍に増加することにいたしました。又民事訴訟法の改正に倣ひまして過料の額を二倍に引上げたことであります。第四は、その後の情勢の變遷に伴ひまして、この際輕微な字句的整理をしたのであります。

以上を以て特許法の一部を改正する法律案の主要の説明を申し上げました。何とぞ慎重御審議の上速かに可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(稻垣平太郎君) 只今特許法等の一部を改正する法律案につきまして、政府の御説明を伺いました次第で

あります。尙この邊條につきまして訂正された部分に對しましては逐條審議のときにこの説明をお願いいたしますことにはいたしませんか、それとも初め御説明を願つて、それから全般的の質疑なり、續いて逐條審議に移るとこの形にいたしましょうか。如何いたしましょうか。

○小林英三君 最初全般的の改正の要点だけを承わりたいと存じます。骨子を……

○政務委員(久保敏次郎君) それでは只今より骨子を極く簡単に御説明を申し上げます。極く極端なものであります。今回の改正は、變更の場所が非常に廣汎に亘つておりますので、大要大きなような變更のように見えるのでございますが、実は實質的に變りましたところは、料金が五倍に上つたといふところだけでございまして、その他は形式的、或いは法律的には相當變りまして、實際の問題といたしましては殆んど變化がないのでございまして。

大体要点を極端なもので申し上げますと、只今政務次官から御説明申し上げますところで盡しておるのでございますが、今少しくその点を敷衍いたしますと、第一の戰爭放棄の規定ができました。關係上、秘密特許制度を廢止したことでありまして、即ち軍事上秘密を要する發明又は軍事上必要な發明に關する規定を一切削除いたしましたのでございます。これは單に法文的にその字句を削除するだけでございまして、尙この秘密特許制度を廢止いたしました關係上、特許権の存続期間の計算は、すべて出願公告の日から起算されることになるわけでございます。秘密特許制度

がありましたときは、これは公告をいたしましたので、特許になりました日から勘定するといふような場合もあつたのでございまして、この度それがなくなりまして、全部出願公告の日から特許権は十五年という計算をいたす次第でございます。

その次は、裁判制度の改正並びに行政事件訴訟特例法の制定に關連いたしました。特許事件が特殊性に富んでおるといふ關係から、訴訟に關する規定を改正いたしました。これに關係してございまして、特許局の処分に關する訴訟にも、民事訴訟法並びに行政事件訴訟特例法が原則的な一般法として適用されるのでございまして、主として技術的判斷を内容とする特許事件の特殊性に鑑みまして、これらの一般法に優先しまして適用されることの特例規定を特許法の中に設けたのでございまして。その趣旨をいたしますところは、すでに裁判所法施行法というものに基きまして發せられております。特許法の変更適用に關する政令というものがあつてございまして、大體その中においてすでに認められておるものでありますけれども、この際それを一層明確に現わしたらいよいよという趣旨に副ひまして改正をした次第でございます。即ち抗告審判の審決又は決定を受けた者が、その処分を違法とする場合、その取消の訴を審決又は決定の送達を受けた日から三十日以内に、東京高等裁判所に提起できるものといたしました。この場合におきまして特許局長官を被告とするのが原則ではございまして、抗告審判において請求人及び被請求人があります場合は、その請求人又は被請求人を被告とするものといたすわけでございます。又いま一つは、審判又は抗告審判を請求することができず事項につきましては、これらの審判を経ることなしに直ちに出席することを認めましては、審判並びに抗告審判制度を設けた趣旨とも反します。裁判所といたしまして、その技術的判斷の点におきまして、鑑定人の制度だけでは十分でなく、支障がありますので、抗告審判の審決があつた後でなければ、途中から裁判所に出席することができないという規定を設けた次第でございます。

又特許権などの公益上の收用とか、又は強制実施権に對する補償金というやうなものに關します事項につきましては、從來も特許法の第百十六條に特別の規定がありまして、その趣旨を引継ぎまして、処分不服があるときはその金額の増減を求むる訴を処分の送達の日から三十日以内に、各地方裁判所に提起できるものといたしました。次第であります。即ち特許等の事件につきましては、東京高等裁判所に提起しなければならぬものと、各地方の裁判所にどこへでも出せるというものと二種類できた次第でございます。

訴訟に關する規定がこのようなわけで相當増加いたしましたので、特許法の中に新たに一章を起しまして、「第六章ノ二」としてここに一纏めいたしましたのでございまして。

第三の改正点の主たるところは、特許局における抗告審判の審決は、行政処分としてそれ自体で確定するものといたしました。東京高等裁判

所では破棄自判をすることがなく、違法な審決に對しましては取消すのみでございまして、實體的なことは審決確定によつて確定されるものでございまして、判決の確定を要件とする必要がなくなつたからでございます。この点につきましては、例へば特許法第六十二條、実用新案法第十八條、意匠法第十九條、商標法第十八條等から判決の字句を削つたのでございまして。

その次は最近の物價趨勢を比較考慮いたしました。特許料及び登録料を現在の五倍に増額することといたしました。昨年第一回國會ですでに五倍上げましたので、今度はその前に比べまして二十五倍の増額になつたわけでございます。この点も發明者の立場、その他いろいろ考慮いたしまして、大体五倍が適當といふわけで一律に五倍にいたしました次第でございます。尙又民事訴訟法の改正に倣ひまして過料の額を二倍に引上げました。

第五の点は、その後のいろいろ他の法律等が變遷いたしました關係上、輕微な字句の整理をいたしたわけでございます。

最後に以上の改正に伴ひまして必要な経過規定を設けました。これは附則に掲げてございまして諸規定がそれでございます。改正法律施行の前後に亘る事項につきまして、既得權的な利益を保護する配慮をいたしたものでございます。

大體この度の改正法律案の主要の説明を只今申述べた次第でございます。○委員長(稻垣平太郎君) ちよつと尋ねたいんですが、今度の改正する法律案の中で、第一條特許法の一部を次のように改正する、「帝國内を國內」

て、政府の御説明を伺いました次第で
て、政府の御説明を伺いました次第で
なるわけでございます。秘密特許制度
て、政府の御説明を伺いました次第で
なるわけでございます。秘密特許制度

に、「勅令」を「政令」に、「特許局」を「特
許廳」といふようになつておるので
ありますが、今度「局」が「廳」になる
という形になるのでございませうか、その
点についての御説明がなかつたよう
で、御説明願ひます。

○政府委員(久保義二郎君) お配り
いたしました印刷物の中では大分間違
いが、誤植がございまして、実は特許
局と特許廳の問題につきましては、今
度一般に外局には廳といふ名前を附け
るということになるという次第でござ
いまして、それでこのときにはすでに
特許廳に或いはなるのではないかと
いうような考えで、原案には特許廳とい
ふことにしてあつたのでございませう
けれども、いろいろ外との関係もござい
まして、その点見通しもつきません今
日、やはり原案通り特許局とした方が
よいというふうなことで、あれを削つ
たのでございまして、それが間違いまし
て、原案には消してございませう
で、この中の誤植になりました点だけ
を、ちよつと御説明いたしましたして、御
訂正をお願いいたしますが……。

○委員(堀田平太郎君) 皆さん法案
をお持ちでございませうか……。そ
れじやこの次にしませうか。この次
に法案を持つて来て買ひまして、直す
ことにいたします。どうも今のところ
は特許局が突然特許廳になつておるの
で、その点を申上げたので、この次に
皆さん持つて来て頂いて訂正して頂
くことにいたします。

それでは本日は時間も正午近くにな
りましたから、この辺で閉会いたした
いと存じますが、尙この機会に御報告
を申上げて置きます。先程鉱工業委員
会の鉱業小委員長の互選をお願いいた

して置いたのでございするが、同委
員会で互選の結果、入交太蔵君が小委
員長に御當選に相成りました、このこ
とを御報告申上げて置きます。
それでは本日の委員会はこれで閉会
いたします。明後日の午前十時から委
員会を開きたいと思ひます。

午前十一時五十一分散会
出席者は左の通り。

理事
委員長 稻垣平太郎君

委員
小林 英三君
川上 嘉市君
中川 以良君
原 虎一君
村尾 重雄君
荒井 八郎君
堀 末治君
池田七郎兵衛君
入交 太蔵君
林屋龜次郎君
鎌田 進郎君
佐伯卯四郎君
宿谷 榮一君
田村 文吉君

政府委員
商工政務次官 駒井 藤平君
特許標準局長官 久保義二郎君
専門調査員
三好 孝君
山本友太郎君

四月七日日本委員会に左の事件を付託さ
れた。
一、配炭公園法の一部改正に関する
請願(第三百六十三号)

第三百六十三号 昭和二十三年三月
二十四日受理
配炭公園法の一部改正に関する請願
請願者 東京都中央区銀座八ノ
三 三菱銀行ビル全園石
炭俱樂部連合会内 山
本精一外八名

紹介議員 堀末治君外三名
配炭公園が設立せられ、石炭の配給は
官業一本の運営に入つてゐるが、その
末端配給は民業が最も効果的であるか
ら、配炭公園法成立当時の附帯決議の
精神を生かして、同法第十五條末尾に
「前一号に掲げる物資に対する販賣業
の指定」を附加せられたいとの請願。

四月十日日本委員会に左の事件を付託さ
れた。
一、カーバイドの生産振興に関する
請願(第四百三十五号)
第四百三十五号 昭和二十三年四月
二日受理
カーバイドの生産振興に関する請願
請願者 東京都文京区本郷元町
二ノ三七 北海電化工
業株式会社取締役飯田
弘外九名

紹介議員 入交太蔵君
現在カーバイドは國家の産業復興を左
右する重要化学製品であり、これの生
産動向のいかんは現在進行中の産業五
箇年計画の成否を左右するものである
から、カーバイドの主要資材、電力、
金融等諸願書記載事項の実現を計り、
カーバイド生産振興を講ぜられたいと
の請願。
四月十六日本委員会に左の事件を付託
された。

一、布はく製品の生産計画に関する
陳情(第二百二十一号)
第二百二十一号 昭和二十三年四月
六日受理
布はく製品の生産計画に関する陳情
東京都中央区日本橋大傳馬町三
ノ一 日本布帛工業会理事長 河
井 朋

國民經濟及び民生安定上衣料品の生産
並びに配給は、極めて重要な施策であ
つて、二次の布はく製品は、この重
要な役割を課せられてゐるのにもか
わらず生産割当量は少量で、業者の経
営面を無視したものであるから下着、
シャツ布はく製品の生産量を増加する
等陳情書記載の諸点について二十三年
度年間衣料品生産配給計画を決定され
たいとの陳情。

四月二十四日本委員会に左の事件を付
託された。
一、布はく製品の生産計画に関する
陳情(第二百四十四号)
第二百四十四号 昭和二十三年四月
十三日受理
布はく製品の生産計画に関する陳情
名古屋市中区葵町三四 藤平布
帛生産組合理事長 林小之助外
三百九十八名

この陳情の趣旨は、第二百二十一号と
同じである。
第二百四十九号 昭和二十三年四月
十五日受理
國立東北亞炭開発指導所設置に関する
陳情
宮城縣議會議長 高橋清

宮城縣は亞炭の埋藏量、か動山敷及
び炭質、出炭量ともに全國において極
めて優秀なことは周知の事実であるか
ら、國立の亞炭開發指導所を是非とも
宮城縣に設置されたいとの陳情。
五月一日日本委員会に左の事件を付託さ
れた。

一、輕金屬地金價格調整補助金に關
する陳情(第二百八十九号)
第二百八十九号 昭和二十三年四月
二十日受理
輕金屬地金價格調整補助金に関する陳
情
東京都中央区日本橋通二ノ五
(高島屋)輕金屬協會内 安田幾
久男

最近まで実施してきた地金價格操作の
ブル計算は、新地金生産増加に伴つ
て財源難をきたしたことを理由として
停止するとの由であるが、これを実施
すると輕金屬業界に致命的損傷を與え
ることになるから地金價格調整補助金
制を実施せられたいとの陳情。
五月八日本委員会に左の事件を付託さ
れた。

一、輕金屬地金價格調整補助金に關
する請願(第五百二十一号)
第五百二十一号 昭和二十三年四月
二十七日受理
輕金屬地金價格調整補助金に関する請願
請願者 東京都中央区築地三ノ
一〇輕金屬ロール会内
町永三郎

紹介議員 藤井内午君
最近まで実施してきた輕金屬地金の價格操作は、財源枯渴のために、補給金操作を停止して、生産者價格をそのまま販賣價格とする由であるが、これを実施すると輕金屬業界は勿論、國民生活に及ぼす影響はじん大であるから地金價格調整補給金制度を実施せられたいとの請願。

第五百八十号 昭和二十三年四月三十日受理
輕金屬地金價格差補給金に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋通二ノ五(高島屋内)輕金屬製錬會内 片山英太郎外三名

紹介議員 深川榮左門君
この請願の趣旨は、第五百二十一号と同じである。

第五百八十一号 昭和二十三年四月三十日受理
硫化鉄の増産施策に関する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内二ノ一二、三菱仲一三
号館石原製鉄株式会社
取締役東京支店長 鳥橋義雄外十四名

紹介議員 門屋盛一君
食糧増産対策上化学肥料は、基礎原料として重要性を持つてゐるが金礦面その他のひつ迫のため硫化鉄山の復興が遅れてゐるから硫化鉄を石炭と同位におくと同時に金礦面の打開及び價格の改訂等を急速に実施されたいとの請願。

五月十五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、非鉄金屬地金價格差補給金に関する請願(第六百四十五号)
一、輕金屬地金價格差補給金に関する請願(第六百八十三号)

第六百四十五号 昭和二十三年五月五日受理
非鉄金屬地金價格差補給金に関する請願
請願者 福島市本町一七福島縣鉱業會長 白石正明外六名

紹介議員 大島農夫雄君
この請願の趣旨は、第五百二十一号と同じである。

第六百八十三号 昭和二十三年五月七日受理
輕金屬地金價格差補給金に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋二ノ五(高島屋)輕金屬協會内 安田幾久男

紹介議員 深川榮左門君
この請願の趣旨は、第五百二十一号と同じである。

五月二十二日本委員会に左の事件を付託された。
一、長崎縣の賠償撤去対象工場存置に関する陳情(第三百五十七号)

第三百五十七号 昭和二十三年五月十五日受理
長崎縣の賠償撤去対象工場存置に関する陳情
長崎縣議會議長 岡本直行

長崎縣下の賠償撤去対象工場になつてゐる三菱、川南、佐世保船舶工業の各工場は、同縣經濟の基盤をなした重要産業であつて、今後その重要性は倍加してゐるのでそれが撤去されると復興再建は不可能となるから撤去対象から除外されたいとの陳情。

五月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、特許法等の一部を改正する法律案(第五十九号)

特許法等の一部を改正する法律案
特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律案
特許法等の一部を改正する法律案

「帝國内」を「國內」に、「勅令」を「政令」に改める。
第六條第一項中「道府縣」を「都道府縣」に改める。

第十一條中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に、「審決確定シ若ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第十五條第一項及び第四十條第一項中「軍事上秘密ヲ要シ又ハ軍事上若ハ」を削る。
第二十五條中「第百十五條」を削る。

第三十條中「書類ノ謄本」を「書類ノ謄本若ハ抄本」に改める。
第三十一條 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依リ出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者ハ政令ヲ以テ定ムル手数料ヲ納付スベシ

第四十三條第一項中「出願公告アリタル場合ニ在リテハ其ノ」及び「出願公告ナカリシ場合ニ在リテハ特許ノ日ヨリ」を削る。
第六十二條中「若ハ」を「又ハ」に、

「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。
第六十三條但書を削る。

第六十五條第一項中「三十円」を「百五十円」に、「五十円」を「二百五十円」に、「百円」を「五百円」に、「二百円」を「千円」に、「四百円」を「二千円」に、同條第二項中「千円」を「五千円」に、「千五百円」を「七千五百円」に、「二千円」を「一万円」に、同條第三項中「百円」を「五百円」に、同條第四項中「六百円」を「三千円」に改める。

第七十三條第六項を削る。
第七十八條中「審決確定シ若ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第五章 審判、抗告審判及出訴
第五十條 審判官ハ各審判事件ニ付特許局長官之ヲ指定ス

審判官中審判ニ干與スルニ故障アル者アルトキハ其ノ指定ヲ解キ更ニ他ノ審判官ヲ以テ之ヲ補充ス

審判官ハ審判官ノ中ヨリ特許局長官之ヲ指定ス

第九十條 審判ハ審判官三人ノ合議ニ依リ之ヲ行フ合議ハ過半数ニ依リ之ヲ決ス

審判長ハ其ノ審判事件ニ關スル事務ヲ掌理ス

第九十一條第六号中「判事」を「裁判官」に改める。
第一百條第二項中「区裁判所」を「地方裁判所又ハ簡易裁判所」に改め、「其ノ他区裁判所ノ事務ヲ行フ官廳」を削る。

第八十八條第一項中「第六項」を削る。
第一百十五條 削除
第一百十六條 削除
第一百十七條中「又ハ判決を削る」。

第一百十八條第二項中「審決ノ確定又ハ判決アル」を「審決ノ確定スル」に改める。

第一百十九條第一項中「審判、抗告審判及出訴」を「審判及抗告審判」に、同條第二項中「審決、判決又ハ決定」を「審決又ハ決定」に、「審判、抗告審判又ハ出訴」を「審判又ハ抗告審判」に改める。

第二百二十條中「審判、抗告審判及出訴」を「審判及抗告審判」に改める。
第二百二十一條第一項中「審判若ハ抗告審判又ハ出訴ニ付爲シタル確定審決又ハ判決」を「審判又ハ抗告審判ニ付爲シタル確定審決」に改め、同項第三号を削る。

第二百二十二條第二項中「又ハ判決」を削り、同條同項、第四項及び第五項中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改め、同條第三項中「審判、抗告審判又ハ出訴」を「審判又ハ抗告審判」に改め、同條同項及び第六項中「又ハ判決」を削る。

第二百二十三條及び第二百二十四條中「審判、抗告審判又ハ出訴」を「審判又ハ抗告審判」に改める。

第二百二十五條から第二百二十七條までの規定中「審決確定シ又ハ判決アリタル」を「審決確定シタル」に改める。

第二百二十八條第一項中「又ハ判決」を削る。

七

第十八條第二号中「五百円」を「千円」に改める。

第三十二條中「五百円」を「三千円」に改める。

第三十二條ノ四中「千円」を「一万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年七月十四日印刷

昭和二十三年七月十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局